

日清紡健康保険組合は、みなさまの健康づくりをサポートしています。

禁煙治療費用補助制度のお知らせ



体に悪いし、いつかはしようと思っていた禁煙。でも一服は気分転換だし、喫煙が習慣になっていてやめられないんです。

喫煙は単なる習慣ではなく、依存症として「病気」と捉えられ、薬物療法を中心とした治療が行われます。禁煙は1人ではなかなか成功するのが難しいですね。

禁煙治療費用補助制度を活用してみませんか？

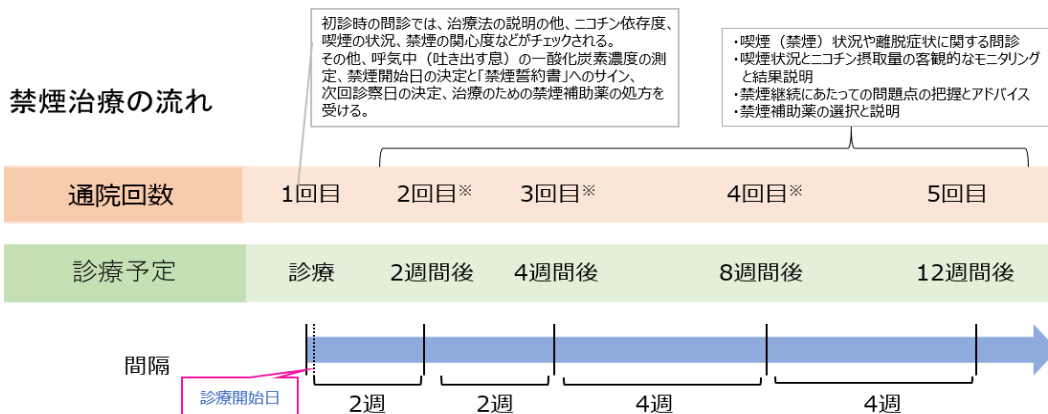


禁煙治療って？

健康保険が適用される禁煙治療は12週間に5回診察を受けます。

医療用禁煙補助薬を使うことにより、離脱症状を和らげることができ、禁煙治療の成功率は、**7～8割**とされています。

ご自分で禁煙に取り組まれるよりも**比較的楽に、無理なく**禁煙できるとされています。



※対面（オンライン診療をおこなっている医療機関の場合、オンライン診療選択可能）

参考：公益財団法人 日本医師会発行リーフレット 禁煙は愛（2021年度）より

当健康保険組合では、禁煙希望者（補助対象者）に対して、「保険適用となる禁煙治療」にかかる治療費の補助を行っています。

- 医療機関で禁煙治療を開始した場合（初診料補助が**上限5千円**）※1人1回限り
- その後、禁煙に成功した場合（禁煙治療費補助が**上限3万円**）

日清紡健康保険組合：日清紡健保トップページ→保健事業について

→疾病予防・体育奨励について→禁煙治療費用補助

※詳細は日清紡健保 HP 内「お知らせ」欄にて 毎年度毎に掲載いたします。

※日清紡健康保険組合の被保険者が補助対象となります